

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	多良木町 介護保険資格事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多良木町は、介護保険資格事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

多良木町長

公表日

令和3年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険資格事務
②事務の概要	介護保険被保険者に係る届出を受理し、被保険者証及び被保険者資格者証を発行する事務。 【番号法別表第一に関する事務】 ①被保険者に係る申請書の受理、審査、応答に関する事務。 ②被保険者証、被保険者資格証明等に関する事務(前号に掲げるものを除く)。 ③被保険者又は被扶養者に係る申請書等の受理、応答などの事務。 ④被保険者資格の取得、喪失等の受理、応答などの事務。 【番号法別表第二に関する事務】 ①介護保険資格事務において、申請を行う者に係る医療保険加入者の資格に関する情報及び生活保護関係情報、住所地特例対象施設への入所又は入居に関する情報を照会する。 ※介護保険資格事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二の第三欄が「市町村長」の項のうち、第四欄に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117項) 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二の第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に評価書記載の事務が含まれる項 93・94項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【主務省令における情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 【主務省令における情報照会の根拠】 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	多良木町 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	多良木町総務課 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地 TEL 0966-42-6111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	多良木町総務課 熊本県球磨郡多良木町大字多良木1648番地 TEL 0966-42-6111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]